

研修宿泊施設利用契約書（案）

支出負担行為担当官 四国森林管理局長 田中 晋太郎（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、四国森林管理局が実施する研修における研修生の宿泊のための施設利用に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、甲が研修生を宿泊させる場合において、宿泊する部屋の確保を始めとする研修生の宿泊に関するサービス一式が、乙により確実に提供され、研修生が研修に専念できる環境を整えることを目的とする。

（契約の主要事項）

第2条 この契約の主要事項は次のとおりとする。

- （1）宿泊料金 別表1「宿泊料金単価内訳」のとおり
- （2）予定金額 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）
- （3）契約期間 契約締結日～令和9年3月31日
- （4）履行場所
- （5）仕様 別紙 研修宿泊施設利用契約仕様書のとおり
- （6）特約条項 別紙 暴力団排除に関する特約条項のとおり
- （7）支払場所 四国森林管理局 口座振込

（契約保証金）

第3条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

（部屋の基準及び確保）

第4条 研修生の宿泊用に利用する部屋は、シングルルームを基本とし、快適に過ごせる部屋でなければならない。

ただし、やむを得ない事由により、乙がシングルルームを確保できない場合は、事前に甲と協議の上、ツインルーム、和室その他の部屋をあてることができる。

2 乙は、研修生が必要とする部屋を確保できない場合は、事前に協議の上、責任を持って他のホテル等、同程度以上の部屋を確保するものとする。

ただし、他のホテル等を確保する場合は、高知市内の丸ノ内1～2丁目、本

町1～5丁目、升形、鷹匠町1～2丁目、帯屋町1～2丁目、永国寺町、上町1～5丁目、追手筋1～2丁目、廿代町、堺町、与力町、唐人町の地区内に所在する宿泊施設とすること。

(研修計画の事前通知等)

第5条 甲は、契約締結後速やかに、乙に年間研修（利用）計画を通知するものとする。

なお、年間研修（利用）計画に変更があった場合も同様とする。

2 甲は、それぞれの研修ごとに、研修（利用）計画を研修開始日の1カ月前までに乙に通知するものとする。

3 乙は、前2項の通知を受けた後、甲と協議する必要がある場合は、遅滞なく甲に連絡するものとする。

(利用の申込み)

第6条 甲は、研修（利用）開始日の5日前までに、確定した研修生の氏名、宿泊日を記した書面により乙に申し込むものとする。

(利用料の負担)

第7条 研修生の宿泊利用に係る費用負担は、次の各号のとおりとする。

① 宿泊料は、別表1「宿泊料金単価内訳」のとおりとし、甲が負担する。

また、予定宿泊日数に増減があっても単価は変更しないものとする。

② 第4条2項により、他のホテル等を確保した場合の宿泊料は、前号の宿泊料金単価内訳の料金とする。

③ 食事料・クリーニング料他、個人の利用に係るものは研修生の個人負担とし、研修生が直接乙に支払うものとする。

(利用確定書の提出及び検査)

第8条 乙は、各研修に係る利用が完了するごとに、別表2「宿泊利用確定書」を甲に提出する。

2 甲は、乙から前項の宿泊利用確定書を受理したときは、その日から10日以内に、検査を実施するものとする。

(代金の支払)

第9条 乙は、前条の検査に合格した部分について、第7条第1号に定める宿泊料（以下「代金」という。）の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、代金を第1項の支払請求書を受理した日から30日以内（以下、「約定期間」という。）に支払わなければならない。

3 甲が前項に規定する期間内に代金を支払わない場合（天災その他不可抗力による場合を除く。）甲は、期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

ただし、遅延利息の額が100円未満であるとき、又は100円未満の端数については除く。

4 甲がその責めに帰すべき理由により前条第2項に定める検査の期間内に検査をしない場合は、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（不履行による違約金）

第10条 乙の責により、研修生の宿泊利用ができなかった場合は、当該利用料の10分の1に該当する金額を違約金として甲の指定する期限内に甲に納付しなければならない。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- ① 乙がこの契約に違反したとき。
- ② 乙がこの契約について、不正行為をしたとき。
- ③ 乙が乙の都合により契約の解除を申し出たとき。

2 乙は、前項の規定による契約解除によって甲に損害が生じたときは、これを賠償するものとし、賠償の金額及び期限は、甲乙協議の上定めるものとする。

第12条 乙は、甲が次の各号に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- ① 甲がこの契約に違反したとき。
- ② 甲が甲の都合により契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、前項の規定による契約解除によって乙に損害が生じたときは、これを賠償するものとし、賠償の金額及び期限は、甲乙協議の上定めるものとする。

（債権債務の相殺）

第13条 甲は、この契約により乙から甲へ支払うべき債務が生じたときは、代金と相殺することができる。

(権利義務の譲渡等)

第 14 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(研修生への指導等)

第 15 条 甲は、乙の施設内において、研修生が節度ある行動を行うよう指導するものとする。

2 研修生の具体的な施設の利用に関して、この契約書に定めのないものについては乙の宿泊利用契約款によるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 16 条 甲は、この契約に関し、乙が次ぎの各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 17 条 乙は、この契約に関し、次ぎの各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1

項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するとき は、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号の規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（紛争の解決）

第18条 この契約について紛争が生じたときは、甲乙協議して定める第三者の仲裁によって解決するものとする。

（契約外の事項）

第19条 この契約に定めていないことについては、必要に応じ甲乙協議の上定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、各自記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 高知市丸ノ内1丁目3-30

支出負担行為担当官

四国森林管理局長 田中 晋太郎

(乙)

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、

受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としな
いことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。